

① 大型商業施設と地元商店の共存共栄について

榎の鼻区画整理事業内の大型商業施設の進出について、開発当初から町長も明言されてきた。

区画整理事業も終了間近であり、大型商業施設の状況も町民のみならず、町内事業者にとっても大きな関心である。また先の議会の所信表明でも、町内商店とりわけ中央商店街との共存共栄も明らかにしている。

地元商店の衰退は、町の財政状況にも大きな影響を与える。

大型商業施設との共存共栄など、どのような対応をされているのか現状の課題を質問する。

- (1) 榎の鼻区画整理事業内の大型商業施設の進捗状況はどうなっているか。
- (2) 施設規模の概要は。
- (3) 長与町工場等設置奨励条例に該当するのか。該当するとすれば、奨励金の額はいくらか。
- (4) 大型商業施設に対し、町民の雇用政策はどのように協議されているのか。
- (5) 町内商店との共存共栄はどのような対策を考えているのか。
- (6) 中小企業振興基本条例の制定が必要と思うがどうか。

② 放課後児童健全育成事業について

子ども子育て関連3法は、放課後児童クラブなどを充実させることを目的として制定され、本町でも法律に基づく「長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」が制定された。

条文には、第3条の最低基準の目的等として、「放課後児童クラブを利用している児童が明るく、衛生的な環境において、素養があり、かつ適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする」とあり、2項では「町は最低基準を常に向上させるように努めるものとする」としてある。

基準を定めた内容については、5年をメドに整備することが説明されてきたが、2年が経過したいま、基準に基づく整備が進められているのか質問する。

- (1) 遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画を設けるとなっているが、各施設とも十分な区画が確保されているのか。
- (2) 施設の規模、専用区画は児童一人につきおおむね1.65㎡以上でなければならないとしてあるが、各施設の現状はどうか。
- (3) 支援の単位を構成する児童の数はおおむね40人以下とするとあるが、各施設の現状はどうか。
- (4) 町は最低基準を常に向上させるとあるが、どのような取り組みを行っているか。
- (5) 5年の期間内に達成できるのか。